				二　二級 イ　実技試験 ロ　学科試験 三　三級 イ　実技試験 ロ　学科試験
接客販売	（略）	（略）	（略）	（略）
着付け	（略）	（略）	ホテル・マネジメント職種に係る技能検定試験のうち、次に掲げるものの実施に関する業務 一　一級 イ　実技試験 ロ　学科試験 二　二級 イ　実技試験 ロ　学科試験 三　三級 イ　実技試験 ロ　学科試験	平成三十年七月二十三日
ホテル・マネジメント	ホテル業界検定スタートアップ支援協議会	東京都千代田区平河町二丁目五番五号	（略）	（略）
機械保全	（略）	東京都千代田区神田神保町三丁目三番地	（略）	（略）

				（略）
接客販売	（略）	（略）	（略）	（略）
着付け	（略）	（新設）	（新設）	（新設）
機械保全	（略）	（略）	東京都千代田区一ツ橋一丁目二番二号	（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第四十七号

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第七十号）の施行に伴い、畜産経営の安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年七月二十三日

農林水産大臣　齋藤　健

畜産経営の安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

畜産経営の安定に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年農林水産省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （施行期日） **第一条**　この省令は、環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第百八号）の施行の日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。	**附　則** （施行期日） **第一条**　この省令は、環太平洋パートナーシップ協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。